



複合地区紛争処理手順

A. 処理手順の対象となる紛争

会員であることに関して、クラブ境界線、複合地区会則及び付則又は複合地区ガバナー協議会によりその時々採択されるすべての方針や手順の解釈、違反、適用に関して、あるいは他の方法で満足いく解決ができないその他すべてのライオンズ複合地区内の問題に関して、複合地区内のクラブ間又は準地区間、あるいはクラブ又は準地区と複合地区行政との間で生じる紛争についてはすべて、以下の紛争処理手順に従って解決されるものとする。本手順で特定されるいかなる期限も、正当な理由があることが明らかになった場合には、複合地区協議会議長、調停者、あるいは国際理事会(もしくは同理事会の任命する者)が短縮、もしくは延長することができる。本手順の制約を受けるあらゆる紛争の当事者はすべて、本手順により紛争処理が行われている間、行政上又は法律上の処分を求めてはならない。

B. 紛争処理の要請及び手数料

国際協会内でグッドスタンディングにあるライオンズクラブ、又は国際協会内の準地区(“抗議者”)のいずれもが、文書により協議会議長に対して本手順に基づく紛争処理を要請(“抗議申し立て”)することができる。抗議申し立ては、かかる申し立ての根拠となる事態の発生を抗議者が知ったか、もしくは知っているべきであった時点から30日以内に協議会議長に対して提出されなければならない。抗議者は、かかる抗議申し立ての実施がクラブの全会員又は地区キャビネットの全構成員の過半数により採択されたものである旨を証明する、クラブ幹事もしくはキャビネット幹事の署名入り議事録を提出しなければならない。

本手順に基づいて抗議申し立てを行うに当たっては、各抗議者により複合地区に支払われるUS\$750.00の手数料、もしくは該当通貨による相当額が、かかる抗議申し立てが行われる時点で協議会議長宛に納められていなければならない。抗議申し立てが調停者による最終裁定を前に和解に至るか、もしくは撤回された場合には、US\$100.00が事務手数料として複合地区に留保され、US\$325.00が抗議者に返還され、US\$325.00が返答者に支払われる(返答者が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする)。選出された調停者が抗議申し立てを認め、その内容が支持された場合には、US\$100.00が事務手数料として複合地区に留保され、US\$650.00が抗議者に返還される。選出された調停者が何らかの理由により抗議申し立てを認めなかった場合には、US\$100.00が事務手数料として複合地区に留保され、US\$650.00が返答者に支払われる(返答者が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする)。抗議申し立てが本手順で定められた期限内に和解、撤回、支持あるいは却下されなかった場合(正当な理由の下に期限が延長された場合を除く)には、自動的に手数料の全額が事務手数料として複合地区に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。本紛争処理手順に関連して発生する費用は、複合地区の既存の方針において本紛争処理手順に関連して発生する費用はすべて紛争当事者間で均等に支払わなければならないと定められている場合を除き、すべて複合地区の負担となる。

国際理事会方針書第15章 M.5 項 (15-15 ページ)

2007年7月1日改訂

1/2 ページ

C. 調停者の選出

抗議申し立て後 15 日以内に、各当事者は各々中立の調停者を一人選出するが、これは元地区ガバナー（できれば過去に協議会議長を務めた元地区ガバナー）であり、かつ紛争が生じている複合地区内の、紛争に関係しているクラブ以外のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスタンディングの現会員であると共に、紛争中の問題に関して公平かつ紛争のいかなる当事者に対しても忠誠心を持たない者とする。選出された調停者は全員で議長を務める中立の調停者を一人選出するが、これは元国際理事であり、かつ紛争が生じている複合地区内の、紛争に関係しているクラブ以外のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスタンディングの現会員であると共に、紛争中の問題に関して公平かつ紛争のいかなる当事者に対しても忠誠心を持たない者とする。万一、紛争が生じている複合地区から中立的な元国際理事を選出することができない場合には、選出された調停者は全員で、中立の調停者兼議長を一人選出するが、これは元国際理事であり、紛争が生じている複合地区外にあるグッドスタンディング・クラブの会員である者とする。選出された調停者全員による調停者兼議長の選出に係わる判断は最終であり、拘束力を伴うものとする。当該選出手続きが完了した時点で、調停者は本手順に従って紛争を処理又は裁定を行うために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。

選出された調停者のあいだで調停者兼議長の選出について 15 日以内に同意に達しない場合には、選出された調停者は全員、行政上の理由により辞任したものと自動的に見なされることより、各当事者は新たに調停者（“選出された調停者から成る第二のチーム”）を選出し、新たに選出された調停者は全員で、前述の選出手続きと要件に従い、調停者兼議長を一人選出しなければならない。選出された調停者から成る第二のチームが、紛争が生じている複合地区からの調停者兼議長の選出について同意に達しない場合には、選出された調停者は、紛争が生じている複合地区外のグッドスタンディング・クラブの会員である元国際理事一人を中立の調停者兼議長として選出することができる。万一、選出された調停者から成る第二のチームが、紛争が生じている複合地区の内外から調停者兼議長を選出することについて同意に達しない場合には、紛争が生じている複合地区、又は周辺の複合地区のうち最も近い複合地区のいずれかにおいて、一番最近に国際理事会での職務を果たした元国際理事が調停者兼議長に任命されるものとする。

D. 調停会議及び調停者による裁定

調停者は選出された後、紛争調停を目的とする当事者間の会議の開催を手配する。当該会議は調停者の選出後 30 日以内に開かれなければならない。調停者の目的は、速やかかつ円満に紛争を解決することにある。かかる調停努力が成功しなかった場合には、調停者がその紛争に対して裁定を行う権限を持つ。調停者は当事者間の最初の会議が開催された日から 30 日以内に文書によって裁定を行わなければならない。かかる裁定を最終的なものとして、当事者全員がこれに拘束される。裁定を記載する文書には、異議を唱える各調停者を正しく明記した上で、調停者全員が署名し、その文書の写しが当事者全員、複合地区協議会議長、複合地区ガバナー協議会の他、要請がある場合には、ライオンズクラブ国際協会の法律部に提供されなければならない。調停者による裁定は、国際、複合地区、地区の会則及び付則ならびに国際理事会の方針で定められたすべての適用条項に合致していなければならない。国際理事会の権限に従うものとし、国際理事会又はその被任命者の独自の裁量により国際理事会による更なる審理の対象となる場合がある。